

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年9月19日（金） 10:35～11:11

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩 千葉康弘
瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子 中西秀俊 菅原明
小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 佐々木友美子議員

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長

千田税務課長 及川税務課長補佐

鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹 今野議会事務局係長

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

固定資産税に係る課税誤りについて

(2) 協議事項

発議案「多世代の交差点一買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言書」提出に関する決議について

(3) 報告事項

奥州市議会議員政治倫理条例（案）に係るパブリックコメントの実施について

4 そ の 他

5 閉 会

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

【概 要】

1 開会 略

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

2 挨拶 略

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

3 協議

○議長（菅原由和君） ありがとうございます。本日の全員協議会には、7番佐々木友美子議員から欠席届が出されています。

3の協議に入ります。

(1) 説明事項

固定資産税に係る課税誤りについて

○議長（菅原由和君） (1)の説明事項、固定資産税に係る課税誤りについて説明いただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） 本日は、令和6年度の固定資産税について、課税誤りがあることが判明いたしました。その件について、内容をご説明申し上げたいと思います。

なお、該当する方は、今回は業者さん、会社さんでしたけれども、そちらの方には、あらかじめ内容についてご説明申し上げ、お詫びし、ご理解をいただいているところでございます。

内容は、税務課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 固定資産税に係る課税誤りについて、資料をもとに説明します。

1、経過です。

9月5日に市内A社の経理担当のB会計事務所から、A社の令和6年度固定資産税についての確認がありました。A社は、令和2年度から固定資産税の課税免除を受けており、当初の税額更正処理作業で、担当者が誤った課税標準額を入力し、過大に課税・徴収していたことが判明しました。

9月8日、税務課職員がA社を訪問し、代表取締役等に課税誤りについて謝罪し、固定資産税の還付等の対応について説明し、了承を得ております。

2、課税誤りの内容です。

令和6年度当初賦課の課税免除処理のため、課税免除一覧表を作成した際に、A社の課税免除前の償却資産課税標準額計を1億8,903万1,641円と入力すべきところを、1桁多い18億903万1,641円と誤って入力し、資料を作成しました。その誤った金額を市税システムに入力・処理したため、土地・家屋を含めた固定資産税年税額603万6,300円より2,430万円多い3,033万6,300円と課税免除前の年税額より過大となっていることに気づかず課税・徴収していたものです。

3、還付金等の額です。

還付金等の合計金額は、2,452万1,700円で、内訳は、税額還付金が2,430万円、還付加算金が22万1,700円で、9月議会最終日に追加補正予算を提出することとしております。

4、今後の対応の予定です。

9月19日、本日、全員協議会で状況を説明し、26日、市議会に追加補正予算を提出。議決後、還付処理事務手続き等を行い、30日に還付金等をA社に支払う予定としております。

5、再発防止策です。

今後は、固定資産税の課税免除チェックシートのチェック項目の見直しを行い、確認資料や突合箇所を追加するなど、確認漏れがないようにチェックを徹底します。

また、新たに市税システムで、課税免除対象物件の個別入力、抽出及び集計を行うなど、ベンダーにシステム改修や運用方法について協議を行い、システムを活用したチェックを行えるよう検討を進めて参ります。

資料の説明は、以上となります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

確認です。私の認識が間違っていればあれですが、減額じゃなくて課税免除。課税免除だと、桁が違おうが何しようがゼロじゃないんですか。まず、それが1点です。つまり、ここで差額が出るということについてちょっともう1回。私は、減額じゃないかと思うんですが、課税免除とあるのでその説明をお願いします。

それからもう1点は、還付加算金の22万1,700円の積算根拠、いつから、何日分で、何に対して、何を掛けてこうなったのかという積算根拠をお願いします。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 2つご質問いただいたと思います。

1つ目、課税免除ということでのお話でしたけれども、あくまでも今回の事務処理は、企業さんから課税免除が該当する項目について、その機械とかの一覧が出されておまして、それに基づいて、本来であればその課税免除するものだけを集計して減額するべきものだったんですが、その基となる全体の金額を入力するために、1桁、8と9の間に、ゼロを誤って打ち込んでしまったために、ずれが生じたということでの、あくまでも、手続きは課税免除の処理をしていたときに入力間違いだったということでの今回の原因となっております。

2つ目、還付加算金についてです。

還付加算金の計算の事務処理については、担当は納税課で行っていただいております。還付加算金の計算式になりますけれども、過誤納付となった令和6年4月30日がまず始まりとなります。そしてこの企業については、納期ごとに、4期に分かれて納付を行っておりますので、それぞれの納めた納期ごとに期間が異なりますが、一番最初は令和6年4月30日となります。

終わりの期間は、還付の決定を予定している今月、9月26日、要するに議会の議決を受けて予算が確保になった日、その日に還付決定を行いますのでこの日が終期となります。

計算については、それぞれの納めていた期間に年利0.9%を掛けて、計算した額となっております。

そのため、本税は、そのとおり差額の分まで全額になりますし、還付加算金については、それぞれの納期ごとの期間によって計算された金額の合計となります。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。2点確認です。

まず、この課税免除前の償却資産の金額を市税システムに入力する処理は、手入力をしているということでしょうか。確認します。

それから、今回、相手の企業に対して還付をすると、企業の方は改めて修正申告をなさると思うんですが、その修正申告に対して、新たに法人税、法人住民税がかかるものなのかどうか、ここは単純な確認ですが、お願いします。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 2点ご質問をいただきました。

1つ目、課税免除の金額に係る部分、市のシステムに手入力しているのかという部分ですが、まず、その課税免除の金額を出す際には、エクセルシートで、課税免除前、課税免除後、課税免除額というものを、1度計算したものの結果を市のシステムに入力しております。

そのエクセルシートを作成する際に、1桁誤って作成したことに気づかず、そのまま市のシステムに入力したことが今回の原因となっております。

2つ目、償却資産の申告についてですけれども、これにつきましては、企業からの申告は正しく申告されており、その内容に誤りはないことから、特に企業さんの方に修正申告を求めるものではなくて、こちらの方でその申告されていた金額と、桁を間違って入力したということでこれは完全に市の入力誤りということで、企業さんの方には、特に変更等の手続きは必要ないこととなっています。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） ここから先は細かい話ですけれども、やっぱり、固定資産税が戻ってくると、普通に、所得、収入が変わると思うんですけれども、そこの申告をしなくていいっていう、ちょっと細かい話なので、あとは、税務手続き、税務署の話かもしれませんが、税務申告で収入が変われば法人市民税も変わる。いずれ行政側の過失なので、そこに対しての加算金は発生しないっていうところを確認できればいいです。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 今回の課税誤りのきっかけとなりましたのは、企業さんで令和6年度決算についての事務処理を会計事務所さんでやっていたときに、税額が何でこんなに多いんだろうというご指摘でした。

ですので、会計事務所さんでは、その状況についてこちらの方からお伝えはしておりますので、その税務署については、申し訳ありません、こちらの方で詳細についてまでは確認はしていませんでしたが、令和6年度の決算において、何らかの事務処理手続きをされるものはこちらでは理解しております。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。

この2番の課税誤りの内容、ちょっと分かりづらいので、資料で結構ですので、この計算式の資料を後でご提供いただきたいと思います。

それで、5番の再発防止策ですが、これらがシステムを活用してチェックすると、入力誤りまで、これはチェックできるシステムなんではないでしょうか。例えば4桁打つべきところを5桁打ったとか、7桁打った場合。間違えましたよっていうのはこのシステムでチェックになるものなんですか。ここがちょっと。要は手入力っていうのは当然あるわけですよね、桁を間違うとか。ブラインドタッチしていると、7と4と1を例えば間違うってことは当然出てくるので、それまでこれで確認できるんですか。その点だけ、確認させてください。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 2つ、ご質問をいただきました。

1点目、課税誤りの状況の資料提供につきましては、作成次第、提供したいと思います。

2点目、システム改修によってその桁の違いを確認できるのかというご質問だったかと思います。今回の課税誤りは、先ほどもお話ししましたように、課税免除をする際に、別にエクセルシートで結果を、結果というか一覧を入力したものをそのまま市税のシステムに入力したということでしたが、今回、そのチェックとして、エクセルシートは従来どおり作成をするんですけれども、市の税システムの方で、一品一品の課税免除対象物品を入れることで、その集計を市の税システムの方でできるように今検討しているところです。

ということは、一覧表で作った課税免除の額、償却資産の額、それから市の税システムの方で集計した課税免除、償却資産の合計金額がそれぞれ合っているかどうか。今までは一覧で出たものを

システム入力でしたけれども、そうではなくて一覧は一覧、それから市の税務システムで集計したものをとって、双方で同じ結果が出るかということでの確認を今後はしていきたいということで今、検討しているところでございます。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） よく分からないので申し訳ないです。いずれ入力作業は、すべて手入力ということですよ。エクセルにしても、システムにしても、手入力なのかなと思うと、1桁違ったり、1と4と違ったりっていうのは当然あるんですけれども、それまでがそのエラーチェックっていうんですか、それができるシステムなんですかと。

私、なかなか難しいんじゃないかなと思うと、最後は、要は、人海作戦といいますか、職員で1つ1つチェックをしないとういう誤りっていうのは見つからないと思うんですが、今それぐらい進歩しているという中身なんですかね。それを聞いて終わります。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） システムの中で桁のずれとかそういうものをチェックできるのかということですが、現在のシステムでは、そこまでは対応できていないという認識であります。

今回は、あくまでも総額をそのまま一覧表からシステムの方に打ち込んだことで誤ったものをそのまま税額計算まで行ったんですけれども、今、考えているものは、個別の積み上げをしたものが、別シートを作ったものと合っているかどうかという部分でチェックをかけられないかなと思っています。

桁のずれについては、あくまでも合計金額でいきますので、集計した金額という形でいけば合計金額を打たなくてもいいのかなと。要は集計した結果という部分で。今までは合計金額も、あくまでもこちらで、別紙で作った金額をそのまま入力していたっていう部分で不一致に気づかなかったということで、それぞれで計算したものの結果が合っていれば、間違いはないという形で進めたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。

今回は、会計事務所さんの方で気がつかれたので、たまたま分かったと。納税される方は市からお支払いくださいという通知が来れば払わなきゃいけないものだというふうに思うのが当然で、そこが人の信頼関係といいますか、私たちは固定資産税で通知がくれば払うということになるわけなんですけれども、それが間違っていましたと。

間違っているかどうか、なかなか気がつかないと思います。

で、これ1件だけですか。

手入力ですのでどこか間違い、必ずありますよね、と思いますけれども。あるんじゃないかと思っていますけれども、その辺のチェックはされたのでしょうか、お伺いをします。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） 今回のこの誤りだけで、ほかに起こっていないかという確認のお話でしたけれども、今回、課税誤りがあったということで、過去5年間分の課税免除の更正書について改めて確認をしておりましたけれども、その結果誤りはないということを確認しております。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。お疲れ様でした。

とにかく、市から払いなさいと通知がくれば、市民の方々は払わなきゃいけないと思って払うわ

けですので、信頼関係を損なわないように、今後気をつけていただければと思いますので、再発防止策、しっかりやっていただければと思いますが、ご所見をお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） 市民の皆様が、議員おっしゃるとおり、市から通知が来たものについては正しいものだろうということで、そのまま納付していただいているという認識があるのだろうと私も思います。

今回の事務誤りについては、いろいろな作業手順のところで、人が介在していろいろなエラーを起こしていると。どうしても人の手が入るとそこでエラーが起きる確率が高いということだと考えております。

ですので、そういった人の手を介在しないで、なるべく機械処理ができるような方策、あるいは作業手順、事務手順を今後は検討して参りたいと思いますし、ベンダーさんについても、そういったところがどこまでできるのかというのは今確認中ですが、そういったところで今後の処理誤りを減らしていきたいと。

最も、全くなくなればいいんですけども、なかなかそこは厳しいので、そういったことが起きてもミスが発見できるような、途中で見つけられるようなことに努めて参りたいと思います。

○議長（菅原由和君） 5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番、佐藤です。

再発防止策の具体性をお聞きしたいんですけども、今後は、固定資産税の課税免除のチェックシートのチェック項目の見直し、確認資料や突合箇所を追加するなど、確認漏れがないように徹底されるということですけども、誰がどの段階でされるのかっていうところを聞きたいと思いますし、それからもう1点、情報公開についてどのようにされるのか伺います。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○税務課長（千田嘉宏君） チェックにつきましては、今現在も担当者、課長補佐、係長、そして最後に課長ということで、私もその最終的な確認を行っているところです。

私も前に、同じ固定資産税の方を担当しておりましたので、見る項目についてはある程度分かってやっているところではございましたけれども、確かに1桁ずれたという部分を見落としたっていうのは私も責任があるかなとは思っております。

それから、情報公開という部分ですけども、これにつきましては今回のこの件について改めて税務課としてする予定はございませんが、今回の全員協議会と、あと議会には、その内容は出るかと思いますので、それでの対応になるかなと私は思っております。

○議長（菅原由和君） 他に。

それでは特にご質問等ないようですので、以上で(1)の説明事項は終わりたいと思います。

説明者退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 協議事項

発議案「多世代の交差点—買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言書」提出に関する決議について

○議長（菅原由和君） 再開します。次に、(2)の協議事項に入ります。

発議案「多世代の交差点—買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言書」提出に

関する決議について、ご協議をお願いしたいと思います。

初めに千葉委員長から説明をいただきます。

○産業経済常任委員会委員長（11番、千葉和彦君） 私から説明申し上げます。

今定例会最終日に発議を予定しております「世代の交差点一買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言書」提出に関する決議につきまして、改めましてご説明させていただきます。

8月の全員協議会にて提言案をご提案させていただき、会派からのご意見をお願いいたしました。が、特にありませんでしたので、概ねご理解をいただいたものと考えております。

前回お示ししたもののから、若干の表現の修正等を加え、委員会としての最終的な提言を取りまとめましたので、その最終案をご報告いたします。

それでは、決議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

奥州市の商店街を取り巻く環境は、大規模小売店の立地やインターネットショッピングなどの普及による通信販売の拡大など商業形態の多様化が進んでおり、また後継者不在による空き店舗や空き地の増加、新型コロナウイルス感染症等が及ぼした影響もあり、活力はますます減退してきている。

本市では、商店街の活性化を図るため、中心市街地活性化法に基づかない市独自の計画として、平成23年3月に「奥州市中心市街地活性化基本計画」を、さらに平成28年3月には後継計画として「奥州市商店街活性化ビジョン」を策定し、さまざまな取組を推進してきた。

このビジョンの計画期間の最終年度である令和2年度に次期後継計画の策定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により策定を延期し、令和3年度からの後継計画は策定されていない状況にある。

現在、本市では令和9年度を計画期間の始期とする後継計画の策定に向け、各種計画との整合性を図りつつ、取り組みを進めている。

産業経済常任委員会では、後継計画の策定に合わせ、商店街の活性化についての政策提言の検討を開始し、先進地視察等により調査研究を行い、また、令和7年2月には「市民と議員の懇談会」を開催し、商店街について市民の考えや意見を聞く機会を設けた。

懇談会では、若い世代の参加者から、「商店街の活性化がなぜ必要なのか」、「そもそも商店街が何なのかかわからない」、「商店街は買い物をする場というよりも楽しむことを買う場、生涯学習の場と捉えている」、「これからの商売は店で待っているのではなく店が移動する商店街がいいのでは」など、新しいカタチの商店街についての多くの意見が出された。

そこで、今回、当委員会では、買い物ができない地域の発生や高齢者の買い物問題などの課題も踏まえ、特定の地域の商店街について述べるのではなく、今、市民が求めている新しい商店街のカタチの提案を行うことにより、商店街活性化のための新しいビジョンの一助としていただきたく、政策提言を行うものである。

1、「多様な世代に対応した地域活性化商店街」。

多様な世代のニーズに応えるとともに、地域の魅力を高めるため、コンセプトやテーマが明確な新しい商店街づくりを進めること。

2、「体験と交流を楽しめる新しい商店街」。

ものを売るだけでなく、体験や感動を提供する商店街を目指し、移動商店街や年数回の定期市などの取組を継続的に実施すること。

3、「プレイヤー育成で賑わいを創出する商店街」。

新たなチャレンジがしやすい仕組みをつくり、商店街のプレイヤーの育成を進めること。

以上、決議する。

以上であります。

何とぞ、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。改めてご質問、ご意見等あればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、本定例会最終日に発議並びに政策提言書の提出という流れになりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

産業経済常任委員会の皆さん大変お疲れ様でした。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(3) 報告事項

奥州市議会議員政治倫理条例（案）に係るパブリックコメントの実施について

○議長（菅原由和君） 再開します。次に、(3)の報告事項に入ります。

奥州市議会議員政治倫理条例（案）に係るパブリックコメントの実施について報告いただきます。

始めに、議会運営委員会小野委員長からご報告をいただきます。

○議会運営委員会委員長（9番、小野優君） 議会運営委員会ではちょっと時間がかかりましたけれどもここまで奥州市議会議員政治倫理条例を制定するという方向で活動して、調査研究活動して参りました。

ようやく案がまとまりましたので、この後はパブリックコメントを実施したうえで、何とか12月定例会には発議をしたいと思っております。皆様のご理解とご協力をいただければと思っています。

パブリックコメントの実施については、事務局から説明していただきます。

○議長（菅原由和君） 佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 それでは説明をさせていただきます。

サイドブックの資料をご覧ください。

パブリックコメントを行うに当たり、先ほど、委員長からありましたけれども、これまで、条例案の検討を進めてきました。

この条例の文案につきましては、議会運営委員会で2年間ほどにわたり検討を重ね、そのうえで、市当局とも協議を行い、協議が整ったという段階になりました。

条文の読み上げは省略いたしますが、議会運営委員会では確認をしております。それぞれの会派から議会運営委員会に参加されている委員さんがおりますので、条文につきましては、委員を通じてご確認いただければと思います。あわせて、その条文の解釈につきましても、資料の各条に続く形で四角の囲みで書かれておりますので、この中身も同じく議会運営委員会で確認されておりますので、それぞれ、参加の委員さんを通じて確認いただければと思います。

私からは、パブリックコメントを説明します。

資料のとおり、奥州市議会議員政治倫理条例案に対する意見を募集しますということで、市民の皆様様の意見を徴する、いわゆるパブリックコメントの実施となります。

奥州市議会では、議員が市民からの大切な信託を受けた奉仕者であることを踏まえ、議員の政治倫理の向上を図るとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的

として、奥州市議会議員政治倫理条例（案）を取りまとめました。この条例（案）について、市民の皆さんからのご意見を以下のとおり募集します、というものです。

意見の募集期間は、10月1日から10月31日で、1か月間募集したいという内容です。

資料の閲覧場所は、市のホームページに掲載のほか、議会事務局の窓口で閲覧可能とします。

意見の提出方法は、所定の意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出という内容です。

なお、様式によらなくても、必要事項が記入されていれば、受け付けます。

郵送、持参、ファクス、電子メールにより提出を受け付けます。

意見の提出上の注意は、3項目ありますけれども、住所、氏名、電話番号を明記してくださいというお願いをしています。お寄せいただいた意見の集約結果は、個人情報を除いて、市議会ホームページ等により公表し、意見提出者に対する個別の回答はいたしません。また、口頭、電話での意見は受け付けません。

次のページには、意見書の様式を掲げております。後程ご確認くださいと思います。

なお、資料にはありませんが、今後のスケジュールです。

この意見の募集を締め切りました後に、こういった意見が出てくるか分からないですけれども、その意見に対する回答の内容の検討を行いたいと考えております。順調にその回答が進んだ場合は、12月定例会での議員発議による提出を見込みたいと考えています。

それから、条例の施行につきましては、早ければ来年2月の施行を見込みたいと予定している内容になります。

パブリックコメントの実施について、以上の報告となります。

○議長（菅原由和君） ご質問、ご意見あればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見等ございませんでしたので、ただいま説明がありましたとおり、進めさせていただきたいと思います。

議会運営委員会の皆さん大変お疲れ様でした。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他 以下略